



2025年1月17日

各位

会社名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役社長 中村 隆昌
(コード番号 4679 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画グループ長
富岡 亮平
(TEL. 03 - 6384 - 2231)

第7回無担保社債（私募債）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年1月10日開催の取締役会において決議いたしました、EVO FUNDに対する第7回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付で本社債の総額（80,000,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2025年1月10日公表の「第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（本社債の概要）

(1) 社債の名称	株式会社田谷第7回無担保普通社債
(2) 社債の額面総額	80,000,000円
(3) 各社債の額面金額	2,000,000円
(4) 利率	なし
(5) 払込金額	額面100円につき100円
(6) 償還金額	額面100円につき100円
(7) 払込期日	2025年1月17日
(8) 償還期限	2026年1月16日
(9) 償還の方法等	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各本社債につきその払込金額と同額（各社債の金額2,000,000円につき金2,000,000円）で繰上償還することができます。 (2) 社債権者は、本社債の払込期日以降いつでも、繰上償還日の2営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各本社債につきその払込金額と同額（各社債の金額2,000,000円につき金2,000,000円）で繰上償還することを請求することができます。但し、本号に基づく償還については、本社債に係る買取契約において、本号に基づき償還される本社債の合計累計金額が、株式会社田谷第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の累計金額を超えない限度でのみ、請求可能である旨が定められています。 (3) 本社債の払込期日以降において、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が155円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行う。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の3営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各本社債につ

	<p>きその払込金額と同額（各社債の金額2,000,000円につき金2,000,000円）で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>(4) 本社債の払込期日以降に当社がエクイティ・ファイナンス（以下に定義します。）を実施した場合、社債権者は、当該実施日以降いつでも、繰上償還日の3営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各本社債につきその払込金額と同額（各社債の金額2,000,000円につき金2,000,000円）で繰上償還することを請求することができます。「エクイティ・ファイナンス」とは、直接・間接を問わず、①当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分、②当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決め、又は③これらの各行為やその計画に係る公表をいいます。但し、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、当社の発行に係る本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこれに含まれません。</p>
(10) 総額引受人	EVO FUND

以上